

保存版

ごみの出し方 リサイクル マニュアル

R R R
リデュース リユース リサイクル

 大子町



袋田の滝キャラクター たき丸

●燃えるごみ

出し方

黄色の
指定袋



指定袋に入れて
出してください。

◎収集当日の朝8時30分までに
出してください。

多量に排出される場合は直接環境センター
へ自己搬入してください。

生ごみ

よく水を切って出してください。



布類

布団などは、1 m程度に切って
指定袋に入れてください。



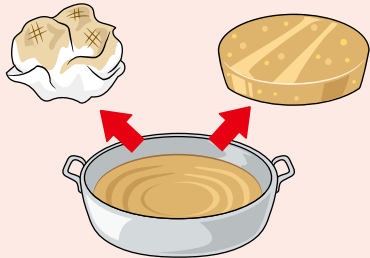
革製品

靴・カバン・手袋・ベルト等。



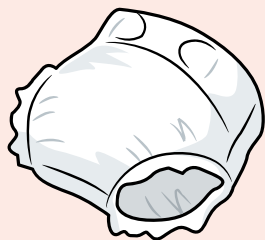
食用油

紙や布などに吸わせるか、凝固
剤で固めてください。



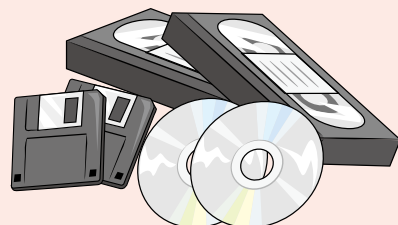
紙おむつ

汚物を取り除いてから出して
ください。



プラスチック類

ビニール製品、ゴム製品、おも
ちゃ類、ビデオテープ等。
※電動で動くものを除く



●資源にならない紙

- ◆カーボン紙、転写紙、感熱紙
 - ◆加工紙
 - ◆写真
- (防水加工紙) (アルミ加工紙)

●汚れが落ちない プラスチック製容器



汚れを落とせば容器包装廃
プラスチック

..... 注意

- 指定袋以外の袋やダンボール箱などに入れたものは収集しません。
- 草や枝等は、できるだけ土に返すようにしてください。
- おもちゃ類・革製品等の金属類はできるだけ取り外してください。

! ワンポイント

燃えるごみに入れてしまいがちな“紙箱類”“包装紙類”，メモ用紙なども「雑がみ」としてリサイクルされる大切な資源です。
燃えるごみ用のごみ箱の横にもうひとつ，紙類を入れるごみ箱を用意してみましょう。

今日から始める

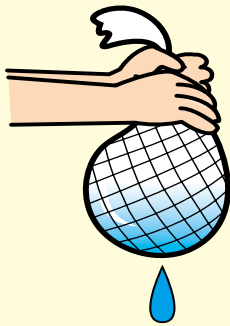
生ごみダイエット

家庭から出る燃えるごみの約4割を占めているのが「生ごみ」と言われています。ごみ減量のカギは、“生ごみの減量”です。

生ごみ減量のポイント

捨てる前にひとしぼり

生ごみは水気を切って。
捨てる前にギュッと絞りましょう！



生ごみの堆肥化

生ごみの自家処理を実践しましょう！

食べ残しを減らそう

もったいない！
食べられるのに捨てられる
「食品ロス」を減らしましょう。



生ごみ処理容器等購入等補助金

家庭から出る生ごみを処理するために、生ごみ処理容器等を購入または作製した場合に補助金を交付しています。申請が必要となりますので、生活環境課にお問い合わせください。

- 生ごみ処理容器**⇒土中の微生物又は特殊菌等によって生ごみを発酵分解して容量を減少させ、堆肥化させる容器のことです。容器の購入または容器を作製する材料を購入した費用の2分の1を補助し、1基につき10,000円を限度とします。
- 生ごみ減量化機器**⇒機械的に生ごみの水分を除去するとともに、生ごみを減量化及び堆肥化させることが可能な機器のことです。機器の購入に要する費用の2分の1を補助し、1基につき20,000円を限度とします。

問合せ先⇒生活環境課 ☎ 0295-76-8802

(平成31年3月現在)

ごみ集積所設置費等補助金

地域住民が共同で利用するごみ集積所を設置、または修繕する場合に補助金を交付しています。事前に申請が必要となりますので、環境センターにお問い合わせください。

- ごみ集積所の設置または修繕に要した費用の2分の1以内の額を補助し、1か所につき50,000円を限度とします。

問合せ先⇒環境センター ☎ 0295-72-3042

(平成31年3月現在)

●缶・粗大金物類

◎収集当日の朝8時30分までに
出してください。

空き缶

このマークが目印です。

ジュース・酒類の缶等

スプレー缶

整髪料・殺虫剤等のスプレー缶・カセットボンベ等

※使い切って穴をあける。

※赤いコンテナにバラで入れて出す。

乾電池・ボタン電池

透明のビニール袋に入れてコンテナの脇に出す。

小型家電

携帯電話・パソコン類・デジカメ・炊飯器・電子レンジ等の家庭用電化製品

粗大金物類

自転車・なべ類・一斗缶などの生活に伴い廃棄される粗大金物類

※発火のおそれがありますので、電気製品の電池は取り除いてから出してください。

収集できないが、環境センターへ直接持込みができるもの

布団類

布団・毛布・カーペットなど

家具類

たんす・机・椅子など

ベット・ソファー

※スプリングを取り除いたものに限る。

その他

ゴルフバック・スキー板・トランクケース等の生活に伴い廃棄されるもので大型の物

【ごみ持込み受付日時】

- 月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く。）
- 【午前の部】 午前 8 時 45 分～午前 11 時 30 分, 【午後の部】 午後 1 時 10 分～午後 4 時

注意

メーカーが回収・処理をするものは、適正な処理方法で！

環境センターでは収集及び処理できません。

●ペットボトル

出し方 指定袋に入れて出してください。

半透明の指定袋
大子町指定 ペットボトル専用袋

◎収集当日の朝8時30分までに出してください。

注意 タバコの吸い殻などの異物が入っているものや、汚れているものは、燃えるごみに出してください。

1. 識別マークを確認してください。

このマークが目印です。

キャップとラベルは、容器包装廃プラスチックになります。

リサイクルできるペットボトルの種類

清涼飲料用	茶系飲料, 炭酸飲料, スポーツドリンク, ミネラルウォーターなどの容器
酒類用	焼酎, 本みりん, 清酒などの容器
特定調味料	みりん風調味料, 食酢, ドレッシングタイプ調味料などの容器
乳飲料等用	ドリンクタイプのはち酵乳, 乳酸菌飲料, 乳飲料などの容器

※しょうゆ及びしょうゆ加工品の容器は、燃えるごみに出してください。

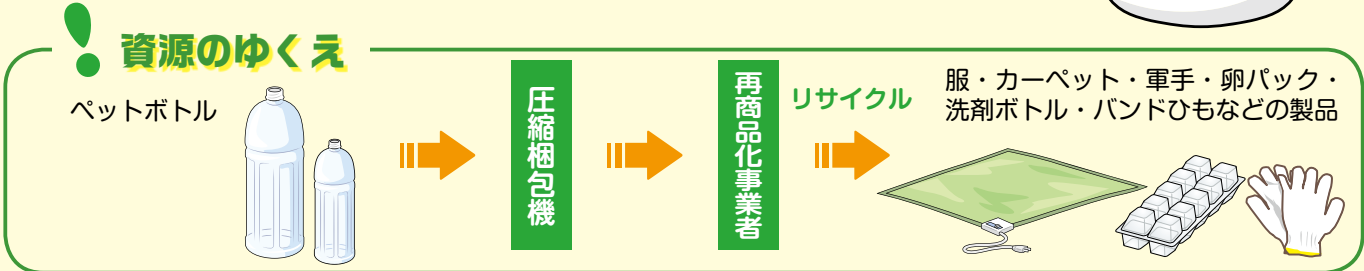
2. キャップは必ず取って、ラベルはできるだけはがしてください。

3. 中をすすいでください。

4. 横方向につぶしてください。

5. 町指定のペットボトル専用袋に入れ、缶の日に出してください。

ペットボトル専用袋



●古紙類

◎収集当日の朝8時30分までに出してください。

新聞紙

四つ折りにして、高さ30cm程度にまとめて、十文字に縛って出してください。

ダンボール 断面が波型のものが対象です。

持ち運べる大きさに折りたたんで、十文字に縛って出してください。

雑誌類 雑誌やチラシなど

高さ30cm程度にまとめて、十文字に縛って出してください。

ワンポイントアドバイス!

雑がみ類

お菓子・食品・ティッシュ・おもちゃ等の紙箱類、包装紙類、ノート、教科書などの紙製の物は、「雑がみ」と呼ばれ再生できる紙です。雑がみは缶の日に雑誌類と一緒に回収しています。

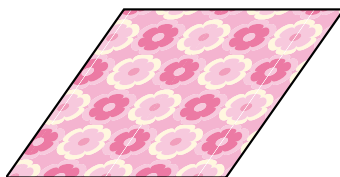
主な雑がみの例

※紙以外の部分は取り外しましょう。

チラシ・パンフレット

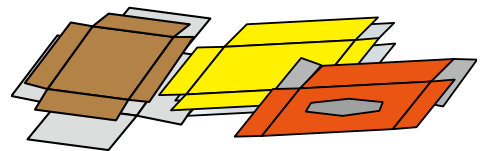


包装紙

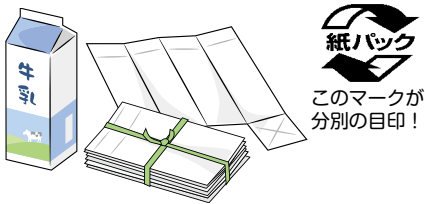


紙箱(お菓子・ティッシュなどの箱)

お菓子・ティッシュなどの箱・仕切り紙 (開いてビニールを取る)



紙パック 飲料用で中が白いもの



紙パック
このマークが
分別の目印!

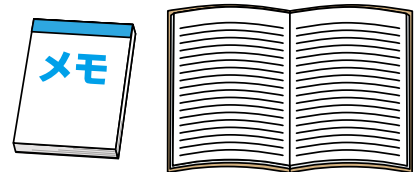
※水洗いして、開いて乾かす
※内側がアルミ加工のものは「燃えるごみ」へ

紙袋など

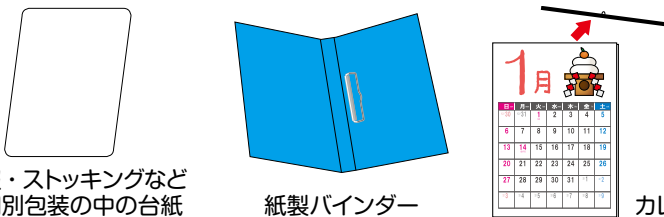


(ビニール加工された持ち手や紙袋は除く)

メモ用紙・ノートなど



台紙など (金具・プラスチック部分は取って外す)



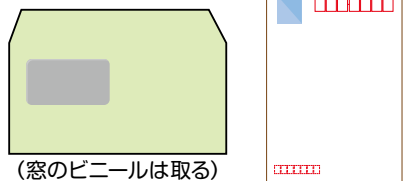
洋服・ストッキングなどの個別包装の中の台紙

紙製バイナダー

カレンダー

封筒・はがきなど

圧着はがき、ビニール加工されたダイレクトメールは除く



(窓のビニールは取る)



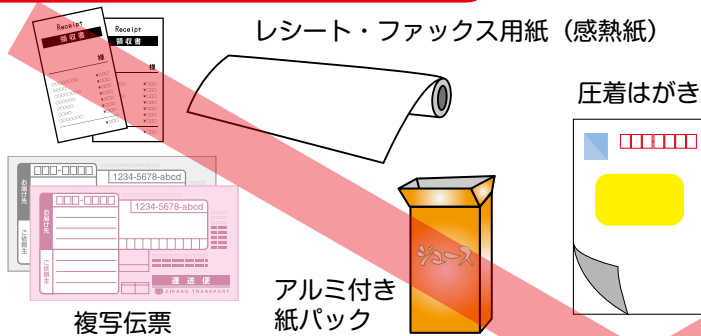
※雑がみは、雑誌などにはさんで出すか、紙袋に入れて出す(十文字に縛って出してください。)

雑がみの分け方・出し方のポイント

雑がみに出さないでください(燃えるごみです)

リサイクル品の原料に混ざると、チリや斑点となって現れるなど、品質が著しく下がってしまいます。

紙以外のものがついている



汚れやにおいがついている



防水などの特殊加工



その他、資源に適さない

金・銀の紙など

注意

- ・ダンボールやビニール袋などに入れた状態で出さないでください。
- ・紙袋を利用する場合も十文字に縛って出してください。(紙袋が雨に濡れた場合に底が抜けて散乱してしまう可能性があります。)
- ・商店、事業所から排出されるダンボールは、環境センターでは収集及び処理できません。

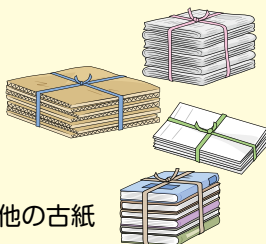
資源のゆくえ

新聞紙

ダンボール

紙パック

雑誌・その他の古紙



製紙メーカー

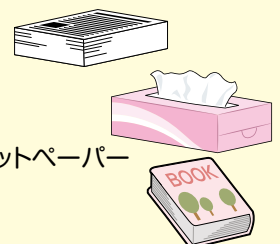
リサイクル

新聞紙・雑誌・OA紙など

ダンボール

ティッシュペーパー・トイレトペーパー

菓子箱・台紙・絵本など



●ビン

◎収集当日の朝8時30分までに出してください。

出し方

1 キャップなどを取る。
(キャップは分別して出しましょう)



2 中をすすぐ。



3 色分けする。

集積所に備え付けてある青いコンテナ（ビン専用）に色分けする。



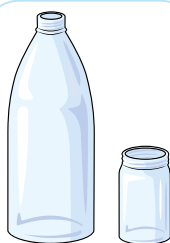
※生ビンはコンテナの外にそのまま出してください。

茶色



ラベルを取る必要はありません

無色・透明



割れたビンも一緒に出せません
(ケガに注意)

その他の色



注ぎ口のとれない部分はそのままOK

ビン以外のガラス陶磁器類

茶碗、皿などの陶磁器類

蛍光管

割れたものは袋に入れて出す

茶碗や皿などの陶磁器類、花瓶、板ガラス、ガラス製コップ、蛍光管や電球類など

板ガラス・ガラス製コップ

花瓶

電球類

←透明のビニール袋に入れて出す

生ビン(リターナブルビン)



ビールビン、酒ビン
(一升、四合、二合)

水銀体温計



透明袋に入れて「有害」と表示してください。

ワンポイント

ビールビン、酒ビンなどは、「リターナブルビン」と呼ばれ、洗浄して繰り返し使用できるビンです。これらのビンは、なるべく回収を行っている販売店へ返すか、割らずに集積所に出しましょう。

注意

- ・キャップを外し、中をすすいでから出してください。(外したキャップは素材に合わせて分別してください)
- ・ビン本体の色で、色分けしてください。
例) ビンにフィルムなどで色加工している場合は、ビン本体の色で色分けする。
- ・蛍光管及び電球類は、割らずに出してください。
- ・ビンの中身は、必ず使い切ってから出してください。(中身が残っていると収集及び処理できません。)

注) 農薬等が入っていたビン⇒必ず中身を完全に抜き水洗いしてから色分けする。

化粧品が入っていたビン⇒中身が完全に抜けない場合に限り、ガラス陶磁器類に出す。

拠点回収（専用ボックス回収）

●容器包装廃プラスチック

回収場所



各地区コミュニティセンターや役場・中央公民館などの公共施設に回収ボックスを設置しています。

大子地区	大子町役場	生瀬地区	生瀬コミュニティセンター
	文化福祉会館まいん		旧生瀬コミュニティセンター
	アメニティ本町		袋田コミュニティセンター
	町営磯部住宅		町営ふくろだ駅前住宅
依上地区	依上コミュニティセンター	袋田地区	町営北田気第2住宅
佐原地区	佐原コミュニティセンター		中央公民館
黒沢地区	黒沢コミュニティセンター		町営池田住宅
宮川地区	宮川コミュニティセンター	頃藤地区	上小川コミュニティセンター
	町営えのき台住宅		町営上小川住宅
		下小川地区	下小川コミュニティセンター

商品を入れていたもの（容器）や商品を含んでいたもの（包装）でプラスチック製のものが対象です

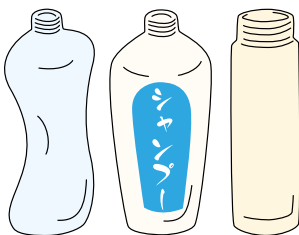


このマークが分別の目印

●ボトル類

中身が入ったまま出さないで！

ボトルのふたやポンプの部分は外した状態で



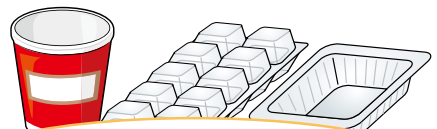
- たれ・つゆ・乳酸菌飲料などの容器
- 洗剤・シャンプー・リンス・クリームなどの容器

●フタ類



- プラスチックボトル・ペットボトル・ビンなどのプラスチック製のフタ

●カップ・パック類

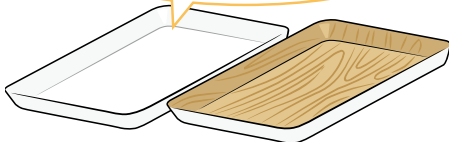


品質によっては「紙」もあるため、プラマークを良く確認して下さい

- カップ麺・プリン・インスタント食品・コンビニ弁当などの容器
- 卵パックなどのパック類

●食品トレー類

食品トレーにかかっているラップ等についているラベルが剥がせない場合はそのままOK



- 惣菜・菓子などのトレー
 - 生鮮食品などのトレー
- （可能であればスーパー等の店頭回収へ）

食品などが入ったまま出さないで！（食品そのものは燃えるごみです）

●ポリ袋・ラップ類



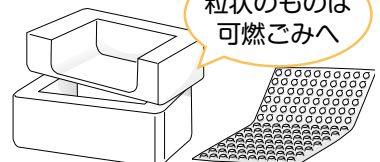
- 野菜・そば・パンなどの袋
- 生鮮食品などのラップ
- インスタント食品・冷凍食品などの袋

●ネット類



- みかん・タマネギなどのネット
- リンゴ・桃などを包んだ発砲スチロール製ネットバック

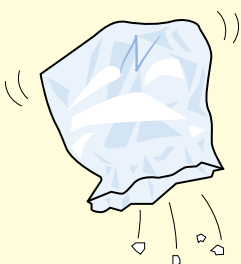
●緩衝材類



粒状のものは可燃ごみへ

- 家電製品などを保護した発砲スチロール
- プラスチック製のクッション材

①中身を完全に使いきる



②中の汚れを取る（軽く洗うかふきとる）



食器を洗った後の残り水などを利用しましょう

回収ボックスへ



収集と処理できないごみ

集積所に出してはいけない主なもの



集積所に出してはいけない主なもの

燃えから及び汚泥、ガスボンベなど（爆発物のすべて）、消火器、農薬、ペンキ、シンナー、オイル等、バッテリー、タイヤ、農機具、バイク、ブロックや土砂等、建築廃材及び産業廃棄物

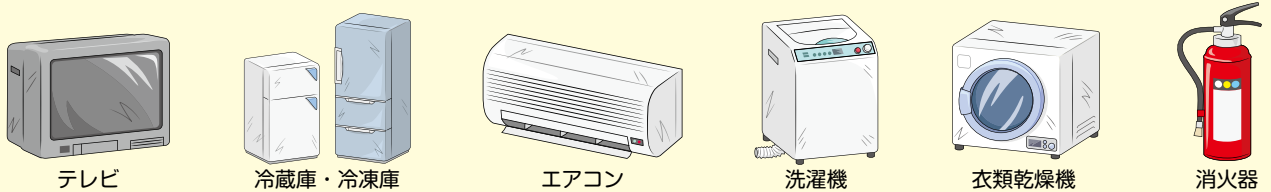
事業所系廃棄物・処理困難物（法第6条の3）

- (1) 商店、事業所などのダンボールは各自で処理してください。
 - (2) 業務用の設備に係るもの。（水道、ガスなどの配管用銅管、メーター、ガス台、流し台、看板冷凍ショーケースなど）
 - (3) 農機具など。（耕運機、トレーラーなどの農業用機械及びその付属品、又は解体したもの。）
 - (4) 家庭用の大型金物。（家庭用ボイラー、貯湯タンク、太陽熱温水器など。）
 - (5) その他多量で業務を圧迫するもの。（農芸用ビニール、刈り枝、刈り草、フェンス金網など。）
- 上記のものについては販売店に下取りしてもらうか廃棄物処理業者に処理を依頼してください。

法律で規制されている処理困難物（指定一般廃棄物：厚生省告示第51号）

- ・ゴムタイヤ（自動車用のもの）
- ・スプリング入りマットレス

リサイクル法等対象品



家電リサイクル法対象品目のリサイクルの方法

家庭用のテレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機は、家電リサイクル法の定めにより適正にリサイクルする必要があります。※上記品目は、町では収集できません。また、環境センターへ直接搬入することもできません。

- リサイクル方法●
- 1 過去に購入した販売店に引き取ってもらう。
- 2 新しく製品を買い替えるときに販売店に引き取ってもらう。
- 3 右表の家電リサイクル協力店に引き取ってもらう。
- ※ 協力店に引き取ってもらう場合には、前もって電話等で確認してください。
- ※ リサイクル料金、収集運搬料金がかかります。

●家電リサイクル協力店● (市外局番：0295)

引取り協力店	所在地	電話番号
小磯電機商会	大子町川山 767	72-0329
新光電機株式会社	大子町大子 689	72-1176
大子電機	大子町大子 826-1	72-1620
タカデン商会	大子町大子 1985-1	72-0558

消火器の処分方法

古くなった消火器は、いざという時に使えなかったり、そのまま放置していると、事故につながる場合があります。消火器の解体処理には、専門的な知識と設備が必要になりますので、町では収集処理ができません。「消火器リサイクルシステム」を利用して、適正に処理してください。

消火器リサイクル推進センター
 ホームページ <http://www.ferpc.jp/>
 電話番号 03-5829-6773

環境センターにごみを直接持ち込む方法

受 入 日	月曜日から金曜日【祝日・年末年始を除く】
受 入 時 間	【午前の部】 午前8時45分から午前11時30分まで 【午後の部】 午後1時10分から午後4時まで
料 金	50円／10kg（家庭系ごみについては、1日1回に限り80kg未满是減免することができます。）
重量の計り方	①受 付……受付時に、ごみを積んだまま、車ごと計量します。 ②荷降ろし……指定の場所に搬入者がご自身でごみを降ろします。 ③清 算……計量受付に戻り、車ごと計量します。 ④ごみ重量……受付時の計量と精算時の計量の差がごみ重量になります。
ごみの分け方	<ul style="list-style-type: none"> ・直接持ち込むごみの分け方は、集積所へ出せるごみの分け方と同様になります。 ・産業廃棄物に該当するものは搬入できません。 ・処理困難物は搬入できません。 ・テレビ、冷蔵庫、消火器などのリサイクル法等対象品は搬入できません。
ごみの降ろし方	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみを降ろす際には、ダンプングができないため手降ろしとなります。（原則ダンプ禁止） ・搬入者ご自身で荷降ろしをしていただきますので、降ろしやすいように前もって分別し搬入してください。
その他注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・バイнда等は金属を外し、燃えるごみと燃えないごみに分別してから搬入してください。 ・料金は重量での清算となり、雑誌・新聞等は重量がかさみますのでご注意ください。 ・搬入されるごみの中には、大子町環境センターで処理ができないために、引き受けることができない場合があります。引き受けできないごみはお持ち帰りいただくこととなりますので、搬入する前にご確認ください。



ごみ分別収集日割り表の見方

月曜日～金曜日(祝日を除く)まで地域ごとに燃えるごみの収集を行っています。(祝日は右表をご覧ください。)

記載した祝日の地域のみ燃えるごみの収集を行っています。



〇〇〇〇年度ごみ分別収集日割り表

燃えるごみ ごみは収集日の朝8時30分までに届けてください。

毎週	
月	愛宕町, 長岡, 金町, 小久慈, 浅川(町営住宅付近), 袋田滝本, 久野瀬, 北田気, 川山(川山交差点から北, 三ヶ草), 高田, 下野宮(郷を除く)
火	泉町, 栄町, 本町, 近町, 池田, 松沼, 袋田(宿, 川西, 大塩, 所谷, 山造), 矢田, 川山(川山交差点から南)
水	佐原全域, 芦野倉(宿), 上岡(中村, 小吹), 浅川(浅川住宅付近を除く), 生瀬全域(大生瀬坂西を含む), 上小川全域, 下小川全域
木	愛宕町, 長岡, 金町, 小久慈, 浅川(町営住宅付近), 袋田滝本, 久野瀬, 北田気, 黒沢全域, 下野宮(郷)
金	泉町, 栄町, 本町, 近町, 池田, 松沼, 南田気, 下津原, 袋田駅前, 依上(芦野倉宿を除く), 山田, 上岡(中村, 小吹を除く), 冥賀(葛洞口を含む)

祝日収集	※次の祝日には、記入した地域の燃えるごみの収集を行います。
月	4月30日, 7月16日, 9月17日, 9月24日, 10月8日, 12月24日 31日, 1月14日, 2月11日 川山(交差点から北, 三ヶ草), 高田, 下野宮(郷を除く)
木	5月3日, 31日, 3月21日 愛宕町, 長岡, 金町, 小久慈, 浅川(町営住宅付近), 袋田滝本, 久野瀬, 北田気, 黒沢全域, 下野宮(郷), 黒沢全域, 下野宮(郷)
金	5月4日, 11月23日 南田気, 下津原, 袋田駅前, 依上(芦野倉宿を除く), 山田, 上岡(中村, 小吹を除く), 冥賀(葛洞口を含む)

出し方の注意

- 「指定袋」で出して下さい。
- 「指定袋」以外は収集できません。
- 生ごみは水切りをしてください。

大子町指定燃えるごみ専用

※年末年始の収集は行いません。(期間:12月29(土)～1月3日(木))

燃えないごみ ※赤丸印(燃えないごみ)の収集業務は、休みとなります。□赤印は、日にちを変えて収集します。

収集する地区		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	12月*	1月	2月	3月
毎月1,3回目の各曜日	月	依上全域, 山田, 上岡(大平, 中の内)	2	7	4	2	6	3	1	5	3	7	4	4
	火	近町, 上岡(大平, 中の内を除く), 初原, 左貫, 愛宕町(1区)	3	1	5	3	7	4	2	6	4	1	5	5
	水	宮川全域, 下野宮(宿の一部, 郷を除く)	4	2	6	4	1	5	3	7	5	2	6	6
	木	泉町, 栄町, 金町, 池田	5	3	7	5	2	6	4	1	6	3	7	7
	金	袋田駅前, 下津原, 久野瀬, 南田気, 北田気, 小久慈, 松沼	6	4	1	6	3	7	5	2	7	4	1	1
毎月2,4回目の各曜日	月	黒沢全域, 下野宮(宿の一部, 郷)	9	14	11	9	13	10	8	12	10	31	11	11
	火	上小川全域(新畑, 川下を除く)	10	8	12	10	29	11	9	13	11	8	12	12
	水	下小川全域, 滝本, 宿, 川西, 大塩, 所谷, 上小川の一部(新畑, 川下)	11	9	13	11	8	12	10	14	12	9	13	13
	木	本町, 愛宕町, 長岡, 浅川, 横野地	12	10	14	12	9	13	11	8	13	10	14	14
	金	生瀬全域(大生瀬坂西を含む)	13	11	8	13	10	14	12	9	14	11	8	8

ごみ持込み受付日時

月曜日～金曜日(土日祝日及び年末年始を除く)
午前8時45分～午前11時30分
午後1時10分～午後4時

- 上記日時以外の受け入れは出来ません。
- 燃えるごみは、指定袋に入れて搬入してください。
- 粗大、布団、カーペット類はそのまま搬入できません。

収集できるもの

缶類, 家庭用金物, 自転車, かさ, ガステーブル, 椅子, 一斗缶, フライパン, 小型家電(電話機, デジカメ, パソコン類, ACアダプタ, ストーブ, 家庭用ミシン, 電気ポット, 炊飯器, 電子レンジ, 扇風機, 掃除機, ゲーム機器, 電子辞書, ラジカセ, ステレオ等) 新聞, 雑誌, 家庭用ダンボール, ビン類, 板ガラス, 陶磁器類, 蛍光灯, 乾電池。

収集と処理もできないもの

テレビ, 洗濯機, 冷蔵庫, エアコン, 乾燥機, バイク, スプリング入りマットレス, 畳, 薬品類, 塗料, 建築廃材, タイヤ, ガスボンベ, 消火器, ベンキ, 耐火金庫, 危険物, 自動車部品, 商店・事業所ダンボール。

◎容器包装プラスチックは、まいん、各コミュニティセンター等で回収しています。

毎月第1・3回目または第2・4回目の各曜日に地域ごとにビンの日と缶の日を定め燃えないごみの収集を行っています。

- ③ ⇒収集は行いません。
- ③ ⇒日にちを変えて収集を行います。

「資源物の持ち去り」を見かけたら連絡を!

資源物をごみ集積所から持ち去る行為が発生しています。この行為は、本来なら町の収入になるものを盗んでいくこととなり、分別に協力している町民の皆さんのリサイクル意欲を削ぐもので、許されない行為です。「大子町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」により、ごみ集積所に出された資源物の所有権は町にあることを明確にし、町が指定する事業者以外の者が資源物を収集・運搬することは禁止されています。ごみ集積所からの資源物の持ち去りは条例に違反する行為ですので、見かけたときはご連絡ください。

発行
大子町環境センター
大子町袋田 2464
☎ 0295-72-3042